

長 寿 第 1 5 1 3 号

平成23年11月 7日

岡 山 県 医 師 会 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 会 長
中 国 四 国 厚 生 局 岡 山 事 務 所 長
全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部 長
岡 山 県 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 幹 事 長
岡 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、鹿児島県、広島県、奈良県、岩手県、埼玉県及び宮崎県から、別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。



保福第44-523号
平成23年10月4日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県南九州市長及び曾於郡大崎町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課
国保指導室 国保指導係
担当： 竹之内
電話： 099-286-2111(内線2681)
fax： 099-286-5552



大保国第 36 号
平成 23 年 9 月 16 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

大崎町長 東 靖



大崎町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 9 月 13 日付大崎町告示第 51 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 1002836 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 23 年 8 月 1 日（再交付の表示のないものに限る） |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 9 月 13 日 |
| 5 該当者名 | 前村 美智代、龍樹、葉月、楓騎 |
| 6 無効告示の理由 | 盗難の為 |

連絡先

大崎町保健福祉課国民健康保険係

電話 099-476-1111 担当 福崎

内線 135



大崎町告示第 6/ 号

次の大崎町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成 23 年 9 月 13 日

大崎町長 東 靖 弘



- | | | |
|---|--------------|---------------------------------|
| 1 | 保 險 者 番 号 | 461046 |
| 2 | 被保険者証の記号番号 | 大崎 1002836
(再交付の表示のないものに限る。) |
| 3 | 被保険者証の交付年月 | 平成 23 年 8 月 1 日 |
| 4 | 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 9 月 13 日 |
| 5 | 該 当 者 名 | 前村 美智代,龍樹,葉月,楓騎 |
| 6 | 無効告示の理由 | 盗難により不正に使用される恐れがある為 |



南九健第7360号
平成23年9月9日

鹿児島県保健福祉部長 殿

南九州市長 霜 出 勘 平



南九州市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて

このことについて、平成23年9月8日付け南九州市告示第135号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 30067961
「再」の表示がないものに限る |
| 3 被保険者名 | 清治 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月24日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月8日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |

問い合わせ先

南九州市役所健康増進課保険係
電話 0993-56-1111 内線 4122

南九州市告示第135号

次の南九州市国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年9月8日

南九州市長 霜 出 勘 平



- | | | |
|---|-------------|---------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 460220 |
| 2 | 被保険者記号番号 | 南九州市 30067961
「再」の表示がないものに限る |
| 3 | 被保険者名 | 清治 |
| 4 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月24日 |
| 5 | 無効とする年月日 | 平成23年9月8日 |
| 6 | 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |



平成23年10月17日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

広島県健康福祉局医療保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、本県廿日市市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213 (ダイヤル)
(担当者 倉田)

広島県収受	
第 号	
23.10.14	
処罰期限	月 日
分類記号	保存年限

平成23年10月13日

広島県医師会長様
 広島県歯科医師会長様
 広島県薬剤師会長様
 広島県柔道接骨師会長様
 広島県健康福祉局保健医療部医療保険課長様
 広島県国民健康保険団体連合会理事長様

広島県廿日市市

廿日市市国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、平成23年10月12日付け廿日市市告示第165号により、下記
 交付年月日の前日以前に交付した被保険者証等を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険者番号	被保険者証等の記号・番号	被保険者証等の 再交付年月日	備考 (該当者名・被保険者証等の種類)
340281	00152048	平成23年9月26日	(短期)信一
340281	00663506	平成23年9月27日	信行(高齢)
	以下余白		
無効告示の理由	偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため。		
問い合わせ先	広島県廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 TEL 0829-20-0001 (代) 内線 1155 担当者： 松本		





保 指 第 91 号 の 14

平 成 23 年 10 月 18 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の大淀町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

大 ほ 第 6 2 7 号
平成23年10月13日

奈良県健康福祉部長 殿

大 淀 町 長 岡 下 守



平成23年10月13日付、大淀町告示第25号により、下記の被保険者証について無効としましたので通知します。つきましては、関係機関等に対して、周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1、保 険 者 番 号 290775
- 2、保 険 者 名 大 淀 町
- 3、無 効 と す る 事 由 遺失により不正利得される恐れがあるため

	無効とする国民健康保険被保険者証			無効とする年月日
	記号	番号	交付年月日	
1	奈36	160-499	平成23年4月26日	平成23年9月5日
2	奈36	120-327	平成23年4月1日	平成23年9月12日



問い合わせ
大淀町役場ほけん課
TEL 0747-52-5501 (代)



健 第 884 号
平成 23 年 10 月 19 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり久慈市から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。

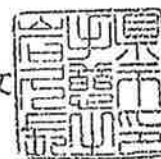
担当：国保担当 槇島
電話：019-629-5477

市民第221号

平成23年10月3日

岩手県保健福祉部長 様

久慈市長 山内 隆文



久慈市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年10月3日付久慈市告示第124号により、次の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますようお願いのほどよろしくお願い致します。

記

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030072 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 007-0005410
(「再」の表示のないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年10月3日 |
| 5 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 このことに関する問合せ先 | 久慈市市民課国保グループ |

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市 市民課 国保グループ

担 当 馬場

T e l 0194-52-2111 (内線273)

F a x 0194-52-2367

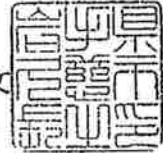


久慈市告示第124号

次の久慈市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年10月3日

久慈市長 山内隆文



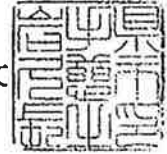
- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030072 |
| 2 被保険者証の記号・番号 | 007-0005410
(「再」の表示のないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年10月3日 |
| 5 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |

市民第224号

平成23年10月4日

岩手県保健福祉部長 様

久慈市長 山内 隆文



久慈市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年10月4日付久慈市告示第125号により、次の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますようお願いのほどよろしくお願い致します。

記

- | | | |
|---|--------------|---------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 030072 |
| 2 | 被保険者証の記号番号 | 007-0089184
(「再」の表示のないものに限る) |
| 3 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 | 無効とする年月日 | 平成23年10月4日 |
| 5 | 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 | このことに関する問合せ先 | 久慈市市民課国保グループ |

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市 市民課 国保グループ

担当 馬場

T e l 0194-52-2111 (内線273)

F a x 0194-52-2367



久慈市告示第125号

次の久慈市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年10月4日

久慈市長 山内 隆文



- 1 保険者番号 030072
- 2 被保険者証の記号・番号 007-0089184
(「再」の表示のないものに限る)
- 3 被保険者証の交付年月日 平成23年8月1日
- 4 無効とする年月日 平成23年10月4日
- 5 無効告示の理由 紛失により不正に使用されるおそれがあるため



保福第44-559号
平成23年10月21日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県南九州市長，熊毛郡屋久島町長及び大島郡和泊町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



南九健第8190号
平成23年9月30日

鹿児島県保健福祉部長 殿

南九州市長 霜 出 勘 平



南九州市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて

このことについて、平成23年9月29日付け南九州市告示第143号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 40003162
「再」の表示がないものに限る |
| 3 被保険者名 | 清美, 叶 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月29日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |

問い合わせ先

南九州市役所健康増進課保険係
電話 0993-56-1111 内線 4122

南九州市告示第143号

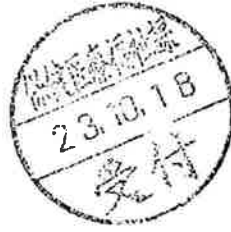
次の南九州市国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年9月29日

南九州市長 霜 出 勘 平



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 40003162
「再」の表示がないものに限る |
| 3 被保険者名 | 清美, 叶 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月29日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため。 |

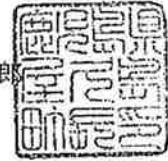


屋 健 第 176 号

平成23年 9月29日

鹿児島県保健福祉部長 殿

屋久島町長 日高 十七郎



屋久島町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年9月29日付け屋久島町告示第90号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保 00108541 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成2年4月19日 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月29日 |
| 6 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |

891-4404

屋久島町尾之間 157

屋久島町役場健康増進課

国民健康保険係

電話：0997-47-2111 (内線 342)

屋久島町告示第90号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年9月29日

屋久島町長 日高 十七郎



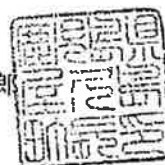
- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保00108541 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成2年4月19日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年9月29日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用される
おそれがあるため。 |



屋 健 第 183 号
平成23年10月 3日

鹿児島県保健福祉部長 殿

屋久島町長 日高 十七郎



屋久島町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年10月3日付け屋久島町告示第93号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保 10043524 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成4年6月29日 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年10月3日 |
| 6 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |

891-4404

屋久島町尾之間 157

屋久島町役場健康増進課

国民健康保険係

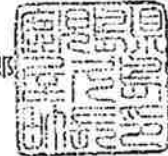
電話：0997-47-2111 (内線 342)

屋久島町告示第93号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年10月3日

屋久島町長 日高 十七郎



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保10043524 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成4年6月29日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年10月3日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用される
おそれがあるため。 |

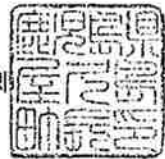


屋 健 第 187 号

平成23年10月11日

鹿児島県保健福祉部長 殿

屋久島町長 日高 十七郎



屋久島町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年10月11日付け屋久島町告示第98・99号により、
下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 保険者番号	461384
2 被保険者記号番号	屋国保 10023698 屋国保 20038946
3 被保険者生年月日	昭和61年9月2日 平成10年10月2日
4 被保険者証の交付年月日	平成23年2月1日（再交付の表示のないものに限る）
5 無効とする年月日	平成23年10月11日
6 無効とする理由	紛失したことにより、不正に使用される おそれがあるため。

891-4404

屋久島町尾之間 157

屋久島町役場健康増進課

国民健康保険係

電話：0997-47-2111（内線342）

屋久島町告示第98号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年10月11日

屋久島町長 日高 十七郎



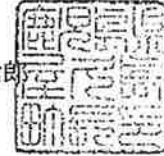
- | | | |
|---|-------------|---------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 461384 |
| 2 | 被保険者記号番号 | 屋国保10023698 |
| 3 | 被保険者生年月日 | 昭和61年9月2日 |
| 3 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日（再交付の表示のないものに限る） |
| 4 | 無効とする年月日 | 平成23年10月11日 |
| 5 | 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用される
おそれがあるため。 |

屋久島町告示第99号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年10月11日

屋久島町長 日高 十七郎



- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保20038946 |
| 3 被保険者生年月日 | 平成10年10月2日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日（再交付の表示のないものに限る） |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年10月11日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |



和国保第 117 号
平成23年10月 5 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

和泊町長 伊地知 実利



和泊町国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、平成23年10月4日付和泊町告示第99号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保 険 者 番 号 461301
- 2 被 保 険 者 証 記 号 番 号 和国保22322
- 3 被 保 険 者 生 年 月 日 昭和26年11月9日 昭和29年9月13日
- 4 性 別 男 女
- 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平成23年4月1日（「再交付」の表示のないものに限る）
- 6 無 効 と す る 年 月 日 平成23年10月4日
- 7 無 効 告 示 の 理 由 紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるため

【連絡先】

〒891-9192

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和泊町役場 保健福祉課 国保係 担当：弘野

TEL：0997-92-1111（内線273）

FAX：0997-81-4024

和泊町告示第99号

次の和泊町国民健康保険被保険者証について、不正に使用されるおそれがあるため無効とする。

平成23年10月4日

和泊町長 伊地知 実利



- 1 保 険 者 番 号 461301
- 2 被 保 険 者 証 記 号 番 号 和国保22322
- 3 被 保 険 者 生 年 月 日 昭和26年11月9日 昭和29年9月13日
- 4 性 別 男 女
- 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平成23年4月1日
(「再交付」の表示のないものに限る)
- 6 無 効 と す る 年 月 日 平成23年10月4日
- 7 無 効 告 示 の 理 由 紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるため



国医第1509-2号
平成23年10月24日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長

埼玉県保健医療部長（公印省略）

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

標記について、別紙のとおり幸手市から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担 当：国保医療課国保事業担当
TEL：048-830-3357
FAX：048-830-4785

幸、保 発 第 8 3 号

平成23年10月19日

埼玉県保健医療部国保医療課長 様

幸手市長 町 田 英 夫



国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

平成23年10月19日付け幸手市告示第132号により国民健康保険被保険者証の無効を公示したので、当該告示（写）を添えて通知します。

つきましては、関係機関等への周知等に御配慮くださるようお願いいたします。

担当 市民生活部保険年金課国民健康保険担当 手島・都築

電話 0480(43)1111(代)内線142・144





幸手市告示第132号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条の規定により、下記の者の住民票を職権で消除したので、当該住民票の記録に基づき交付した国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成23年10月19日

幸手市長 町田 英夫



記

氏名	住所	無効である国民健康保険被保険者証	
島田 秀和	幸手市中四丁目8番21号	保険者(番号)	幸手市(110890)
		記号・番号	幸-001506
		被保険者名	島田 秀和
		交付日	平成23年9月28日
		保険者(番号)	幸手市(110890)
		記号・番号	幸-001506
		被保険者名	島田 秀和
		交付日	平成23年10月1日

職権消除日	平成23年9月28日
-------	------------



保指第91号の 15

平成23年 10月 27日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長

(公印省略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546



平保第 871 号
平成 23 年 10 月 20 日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉

平成 23 年 10 月 20 日付、平群町告示第 47 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-160263 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年10月19日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先
平群町 健康保険課
電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





241-1052-6
平成23年10月27日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県福祉保健部国保・援護課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、宮崎県椎葉村長から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等よろしくお願いいたします。

国保・援護課 国保担当
電 話 0985-26-7063
F A X 0985-26-7346
E-mail kokuhengo@pref.miyazaki.lg.jp



椎国保発第 333号
平成23年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

椎葉村長 椎葉晃充

椎葉村国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年10月14日付椎葉村告示第90号により
下記のとおり被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号
450825
- 2 保険者名
椎葉村
- 3 被保険者証の記号番号
801-80108
- 4 被保険者証の交付年月日
平成23年 8月 1日
- 5 被保険者証を無効とする日
平成23年10月 4日
- 6 その他
交付年月日が平成23年8月1日のものに限る。
- 7 無効告示の理由
盗難されたことにより不正に使用される恐れがあるため
- 8 問い合わせ先
椎葉村役場 福祉保健課 ほけんグループ国民健康保険担当
TEL 0982-68-7512

椎葉村告示第 90 号

次の椎葉村被保険者証については、偽りその他の行為によって、保険給付を受けるために使用される恐れがあるため、無効とする。

平成23年10月14日

椎葉村長 椎葉晃 充



- | | |
|----------------|------------|
| 1 保険者番号 | 450825 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 801-80108 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成23年10月4日 |